

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

入所サービス

★ 多床室

単位：円 平成30年8月より

要介護度		要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
施設サービス費	1日	824	1,647	2,471	875	1,750	2,624	940	1,880	2,820	995	1,989	2,983	1,051	2,102	3,153
居住費	1日	600														
食費	1日	1,660(朝食:440、昼食:700、夕食:520)														
1日あたり基本料金	1割	3,084			3,135			3,200			3,255			3,311		
	2割	3,907			4,010			4,140			4,249			4,362		
	3割	4,731			4,884			5,080			5,243			5,413		
1ヶ月(30日)あたり計	1割	92,520			94,050			96,000			97,650			99,330		
	2割	117,210			120,300			124,200			127,470			130,860		
	3割	141,930			146,520			152,400			157,290			162,390		
限度額証第2段階をお持ちの方	1割	47,520			49,050			51,000			52,650			54,330		
限度額証第3段階をお持ちの方	1割	55,320			56,850			58,800			60,450			62,130		

★ 個室

要介護度		要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
施設サービス費	1日	746	1,491	2,237	794	1,587	2,381	859	1,718	2,576	915	1,829	2,743	969	1,938	2,906
居住費	1日	1,970														
食費	1日	1,660(朝食:440、昼食:700、夕食:520)														
個室代	1日	1,080														
1日あたり基本料金	1割	5,456			5,504			5,569			5,625			5,679		
	2割	6,201			6,297			6,428			6,539			6,648		
	3割	6,947			7,091			7,286			7,453			7,616		
1ヶ月(30日)あたり計	1割	163,680			165,120			167,070			168,750			170,370		
	2割	186,030			188,910			192,840			196,170			199,440		
	3割	208,410			212,730			218,580			223,590			228,480		
限度額証第2段階をお持ちの方	1割	81,180			82,620			84,570			86,250			87,870		
限度額証第3段階をお持ちの方	1割	113,580			115,020			116,970			118,650			120,270		

※ 施設サービス費：施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等その他の必要なサービスを提供します。

※ 居住費：建築費用・水光熱費から算定します。

※ 上記の自己負担額は、消費税の課税対象ではありません。

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

★その他 加算料金

単位:円 平成30年8月より

負担割合		1割	2割	3割	摘要
初期加算	1日	32	64	96	入所後30日まで。
短期集中 リハビリテーション実施加算	1日	257	513	769	入所後3ヶ月以内にリハビリを行った場合。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	1日	257	513	769	軽度の認知症の方で入所後3ヶ月以内に集中的リハビリを行った場合。
認知症ケア加算	1日	82	163	244	認知症専門棟ご利用の方。
栄養マネジメント加算	1日	15	30	45	栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っている場合。
低栄養リスク改善加算	1月	321	641	962	低栄養「高」の入所者であること。 月1回以上、多職種が共同して栄養管理を行うための管理・食事観察を週5回以上行い、 入所者に対して栄養状態・嗜好踏まえ食事・栄養調整を行うこと。
再入所時栄養連携加算	1回	428	855	1,282	医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整 の新規導入)に、再入所後の栄養管理を行う管理栄養士がご家族の同意を得て、多職種相談の上 栄養ケア計画の原案を作成した場合。
経口移行加算	1日	30	60	90	経管栄養の方が経口栄養に移行する為の栄養管理及び支援が必要となっ た場合、ご家族の同意を得て、経口移行計画を作成した場合に算定。
経口維持加算Ⅰ	1月	428	855	1,282	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師 の指示に基づき、栄養管理の為の食事の観察及び会議を行った場合。
経口維持加算Ⅱ	1月	107	214	321	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、栄養 管理の為の食事の観察及び会議を行った場合。なおかつ外部の医師・STが加わった場合。
褥瘡マネジメント加算	1月	11	22	32	入所者ごとの褥瘡の発生のリスクとモニタリング指標を用い少なくとも3月に一回評価を行い、 その評価結果を提出し、関連の者が共同し褥瘡ケア計画を作成すること(3月に一回限度)。
排せつ支援加算	1月	107	214	321	認定調査の「排尿」「排便」が「一部介助」又は「全介助」の場合に算定。 原因を分析しながら支援計画の作成及びその支援を行うこと。
外泊時費用	1日	387	774	1,160	1ヶ月につき6日を限度として算定。
外泊時費用(在宅サービス利用時)	1日	855	1,709	2,564	1ヶ月につき7日を限度として算定。
療養食加算	1食	7	13	20	糖尿病食・減塩食等を提供した場合(1食につき)。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	20	39	58	介護職員の総数の60%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。
ターミナルケア加算11	1日	171	342	513	医師が医学的知見に基づき、回復する見込みがないと判断した利用者様 で、入所者様やご家族様から看取りの同意を得て、計画が作成されてい る。また、随時説明をさせていただいた場合に算定。 (お亡くなりになられた日によって加算額は変動。)
ターミナルケア加算21	1日	876	1,752	2,628	
ターミナルケア加算31	1日	1,763	3,525	5,287	
夜勤職員配置加算	1日	26	52	77	夜勤帯において介護職員および看護職員を基準の人数以上配置 している場合。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	1日	37	73	109	在宅復帰者の割合に応じ算定(在宅復帰率30%以上)。
入所前後訪問指導加算Ⅰ2	1回	481	962	1,442	入所前又は入所後7日以内に入所者の居宅を訪問し、早期退所に向けた施設 サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合、並びに地域連携診療計画 に係る医療機関から利用者を受け入れた場合。
退所時情報提供加算	1回	534	1,068	1,602	退所後の主治医への診療情報提供をさせていただいた場合。
退所前連携加算	1回	534	1,068	1,602	退所前に指定居宅支援事業者への情報提供をさせていただいた場合。
老人訪問看護指示加算	1回	321	641	962	退所後、訪問リハビリが必要な場合に主治医への情報提供をさせていただいた場合。
所定疾患施設療養費1	1日	251	502	753	所定疾患(肺炎・尿路感染・带状疱疹)について、投薬、検査、注射、処置 等をおこなった場合(月7日間を限度)。
緊急時治療管理1	1日	546	1,092	1,638	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な 治療管理を行った場合(投薬・検査・注射・処置等)。
口腔衛生管理体制加算	1月	32	64	96	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケア指導を行った場合。
口腔衛生管理加算	1月	97	193	289	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行った場合。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月	ご利用単位により異なります。			厚労省の示す基準を満たしている場合。
認知症緊急対応加算1	1日	214	428	641	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に施設への入所が必要である と判断され、入所された場合。
普段着セット	1日	410	410	410	レンタル着をご利用される方(オプションは別料金)。
私物洗濯代	1日	162	162	162	業者洗濯をご利用される方。
理美容代・金太郎(第1.3火曜日)	1回	1,550	1,550	1,550	ご希望の方は事前申し込み(パーマ・カラーは別料金)。
理美容代・カットハウスサカエ(第2.4木曜日)	1回	1,550	1,550	1,550	ご希望の方は事前申し込み(パーマ・カラーは別料金)。

※上記の加算は消費税の課税対象ではありません。